

3. 自動車の登録業務関係

(1)電子情報処理システムによる自動車の登録

増え続ける自動車保有車両に対応するため、昭和45年3月自動車登録業務に電子情報処理システムを導入した。

本システムは、オンライン・リアルタイム方式により自動車の登録・検査記録を一元的に管理しているもので、申請者の利便の向上及び効率的な業務処理を図るため、これまでに7回(最終:令和5年1月)のシステム更改を行っている。

さらに、新車新規登録の登録手続きが電子情報媒体を利用することにより、一括で行えるワンストップサービス(OSS:One Stop Service)の運用が平成17年12月26日から東京都・神奈川県・愛知県・大阪府の4都府県で開始され、運用地域や対象手続きは順次拡大されていて、当県においては、令和元年10月15日に運用を開始している。

また、ワンストップサービス(OSS)をさらに推進するため、令和5年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証の情報は、自動車検査証に付属するICタグに記録している。

(2)図柄入ナンバープレートの交付

平成29年4月から登録車及び軽自動車では、国内初の図柄入りナンバープレート「ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバー」の交付を期間限定で開始し、続いて平成29年10月から「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート」を期間限定で交付した。

また、平成30年10月からは「地方版図柄入りナンバープレート」を交付している。

令和4年4月18日より、全国47都道府県の県花が描かれ、「日本を元気に」というメッセージが込められている新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付を開始している。

さらに、令和4年10月24日より、大阪・関西万博の開催機運の醸成を図ることを目的に約3年間の期間限定で、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートを全国で交付している。